

長崎県知事 中村法道様  
佐世保市長 朝長則夫様

## 石木ダム事業認定未保留分にかかる収用裁決申請の断念を求めます。

水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会  
連絡担当 遠藤保男

水源連・石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会は、「石木ダム事業は目的、必要性を喪失している事業である」と認識し、「その様な無駄な事業によって生活を根底から破壊される13世帯への支援」を目的に、水源連内部に設置した、共有地権者を中心にした団体です。事業認定処分後、直ちに私たちは同処分に対する行政不服審査請求を提出しました。併せてこの間、石木ダム建設絶対反対同盟および同盟を支援する長崎県下4団体と石木ダム対策弁護団による起業者への公開質問状提出、同公開質問状への回答・説明会の進行を注視してきました。

石木ダムの必要性にかかる質疑応答が進行し始めた矢先、長崎県は「石木ダム事業認定未保留分にかかる収用裁決申請期限（2014年9月8日）が間近に来ているのでその手続を進める」として「当該収用対象地の測量」、さらに「付け替え道路の着工」を試みるなど、説明会での回答とは相矛盾した行動を繰り返しています。これらの試みは「石木ダムの必要性についての説明が先」、であるとする地元住民たちから強い抗議を受けて頓挫し、長崎県は後退を余儀なくされました。

ところが、長崎県は自分達が「石木ダムの必要性についての説明」を示すことができなかったことを棚に上げ、「付け替え道路の着工を妨害された」として8月7日、長崎地方裁判所佐世保支部に「通行妨害禁止仮処分命令申立書」を提出するという暴挙に出ています。これぞまさしく市民の声を司法権力によって圧殺することを目的にしたSLAPP訴訟にほかなりません。さらに8月26日に貴職たちは、「石木ダム事業認定未保留分にかかる収用裁決申請提出」を発表しました。

この間の「公開質問状提出、同公開質問状への回答・説明会」の進行で、「石木ダム事業は目的、必要性を喪失している事業である」という私たちの認識は正しいことが裏付けられてきました。

さらに、長崎県は1972年7月29日に地元住民代表との間で交わした「建設の必要性が生じたときは、改めて甲（地元住民）と協議の上、書面による同意を受けた後着手する」との「石木川の河川開発調査に関する覚書」を自ら一方的に反故にしている事実経過があります。

貴職たちは、「9月8日までに収用裁決申請を行わないと事業認定が失効するので、説明と並行して収用裁決申請を提出する」としていますが、その考え方は根本的に間違っています。1972年の覚書「事業の必要性について合意を得ること」を守る責務があります。事業認定の効力が失効しても、話合いで同意が得られるならば、事業は可能です。

以上の事実経過と認識に立って、以下のことを貴職に要請します。

### 記

石木ダム事業の必要性についての論議がその端緒に付いたばかりであることを認めて、1972年7月29日に地元住民代表との間で交わした、「建設の必要性が生じたときは、改めて甲（地元住民）と協議の上、書面による同意を受けた後着手する」との「石木川の河川開発調査に関する覚書」に立ち返り、

- 1 : 「通行妨害禁止仮処分命令申立書」を取下げること
- 2 : 「石木ダム事業認定未保留分にかかる収用裁決申請」を断念すること
- 3 : 以上について、「5 団体と石木ダム対策弁護団からの公開質問状」への次回回答・説明会で、貴職たちが回答・説明すること

以上

連絡先

水源開発問題全国連絡会事務局

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話&FAX 045-877-4970 メール [mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp](mailto:mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp)